

## 令和5年度 安城市一般廃棄物処理実施計画（案）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

## 第1 ごみ処理実施計画

## 1 ごみの発生量の見込み

区 分		発生量（t）
家庭系	可燃ごみ	30,530
	不燃ごみ	978
	粗大ごみ	2,457
	資源ごみ	11,784
	うち 集団資源回収分	3,048
	うち せん定枝	598
	小計	45,749
事業系	可燃ごみ	15,448
	資源ごみ	2,464
	うち 食品リサイクル分	630
	うち せん定枝	1,834
	小計	17,912
合計		63,661

## 2 ごみの分別区分

【4月から12月まで】

区 分	内 容
可燃ごみ	生ごみ、リサイクルできない紙類・布類、木くず、汚れたプラスチック製容器包装、汚れたペットボトル、軟らかいプラスチック製品等
不燃ごみ	金属類（大きな缶を含む）、ガラス類（不透明なびんを含む）、硬いプラスチック製品等
粗大ごみ	家具、畳、自転車、遊具、布団・衣装ケース（※

		1) 等
資源 ごみ	びん・缶（※2）	飲料用及び食品用のびん、透明な化粧品のびん、飲料用及び食品用のアルミ缶・スチール缶
	プラスチック製容器包装	プラマークのあるポリ袋、ラップ類（※3）、ボトル類（※4）、トレイ・パック類、カップ類、プラマークの付いていないプラスチックのふた、発泡スチロール等
	破砕困難ごみ 危険ごみ	硬い鉄製のもの、長い金属製のもの、スプレー缶、刃物類、割れたガラス類、水銀体温計、電池類（乾電池、リチウムイオン電池等）、充電式小型家電（※5）等
	古紙・古着	リサイクルが可能な新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ、牛乳パック、汚れや破れが無い衣類
	せん定枝	枯れていない枝
	ペットボトル	飲料用及び食用品のペットボトル
	蛍光灯・電球	蛍光管、電球
	小型家電	家庭用電化製品（※6）、小型電子機器（携帯電話、携帯ゲーム機等）
	プラスチック製 衣装ケース	プラスチック製の衣装ケース
	硬質プラスチック製品	硬いプラスチックだけでできた製品
	羽毛布団	ダウンの割合が50%以上の羽毛布団
	廃食用油	使用済みの食用油

※1 ダウンの割合が50%以上の羽毛布団及びプラスチック製の衣装ケースを除く。

※2 透明なびん又は500ml程度以下の缶

※3 商品を包装していたもの

※4 ペットボトルを除く。

※5 1辺が20cm以下で電池が取り外せないもの。

※6 テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機及び衣類乾燥機の家電5品目を除く。

【1月から3月まで】

区 分	内 容	
可燃ごみ	生ごみ、リサイクルできない紙類・布類、木くず、汚れたプラスチック製容器包装、汚れたペットボトル、汚れた軟らかいプラスチック製品等	
不燃ごみ	金属類（大きな缶を含む）、ガラス類（不透明なびんを含む）、汚れた硬いプラスチック製品等	
粗大ごみ	家具、畳、自転車、遊具、布団・衣装ケース（※1）等	
資 源 ご み	びん・缶（※2）	飲料用及び食品用のびん、透明な化粧品のびん、飲料用及び食品用のアルミ缶・スチール缶
	プラスチック資源	プラスチック製容器包装（プラマークのあるポリ袋、ラップ類（※3）、ボトル類（※4）、トレイ・パック類、カップ類、プラマークの付いていないプラスチックのふた、発泡スチロール等）、軟らかいプラスチック製品、硬いプラスチック製品等
	破砕困難ごみ 危険ごみ	硬い鉄製のもの、長い金属製のもの、スプレー缶、刃物類、割れたガラス類、水銀体温計、電池類（乾電池、リチウムイオン電池等）、充電式小型家電（※5）等
	古紙・古着	リサイクルが可能な新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ、牛乳パック、汚れや破れが無い衣類
	せん定枝	枯れていない枝
	ペットボトル	飲料用及び食用品のペットボトル
	蛍光灯・電球	蛍光管、電球
	小型家電	家庭用電化製品（※6）、小型電子機器（携帯電話、携帯ゲーム機等）
	プラスチック製 衣装ケース	プラスチック製の衣装ケース
	硬質プラスチック	1辺が50cmを超える硬いプラスチック製品

製品	
羽毛布団	ダウンの割合が50%以上の羽毛布団
廃食用油	使用済みの食用油

- ※1 ダウンの割合が50%以上の羽毛布団及びプラスチック製の衣装ケースを除く。
- ※2 透明なびん又は500ml程度以下の缶
- ※3 商品を包装していたもの
- ※4 ペットボトルを除く。
- ※5 1辺が20cm以下で電池が取り外せないもの。
- ※6 テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機及び衣類乾燥機の家電5品目を除く。

### 3 ごみの処理主体

区 分		処理の主体		
		収集運搬	処分	
家庭系	可燃ごみ	委託業者及び直接搬入	市	
	不燃ごみ			
	資源ごみ	【4月から12月まで】 プラスチック製容器包装	委託業者及び拠点回収後、委託業者	民間
		【1月から3月まで】 プラスチック資源		
		びん・缶	直営（※1）及び拠点回収後、委託業者	市・民間
		破碎困難ごみ・危険ごみ		
		古紙・古着	委託業者及び直接搬入	民間
		ペットボトル	直営（※1）及び拠点回収後、委託業者	民間
		蛍光管・電球		
		小型家電	拠点回収後、委託業者	民間
	プラスチック製			

	衣装ケース		
	硬質プラスチック製品（※2）		
	羽毛布団		
	廃食油		
	せん定枝	直接搬入	市
粗大ごみ		直接搬入 一般廃棄物収集運搬業許可業者	市・民間
多量ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）		直接搬入 一般廃棄物収集運搬業許可業者	市・民間
事業系（可燃ごみ・不燃ごみ）		直接搬入 一般廃棄物収集運搬業許可業者	市・民間

※1 市職員により収集運搬する。

※2 令和6年1月以降は1辺が50cmを超えるもの。

#### 4 ごみの排出抑制のための取組

##### (1) ごみの減量を中心とした4R活動の推進

##### ア リフューズ・リデュース・リユースの推進

##### (ア) 食品ロスの削減、生ごみの減量

- a 食品が余っている事業者（供給）と食品を求めている市民（需要）をつなぐことで食品ロスを削減するマッチングシステムを積極的に周知する。
- b フードバンク事業の先進事例の情報収集に努め、利用可能なフードバンク団体や、食品を提供する企業等の調査を行う。
- c 賞味期限・消費期限を把握し、未利用食品の廃棄を削減するよう啓発する。
- d 生ごみ処理機器等の購入補助、EMぼかし配布事業の推進等、家庭や地域における減量化に関する取組を支援し、取組世帯等の拡大を図る。

##### (イ) プラスチック資源循環の推進

- a 使い捨てプラスチック製品より繰り返し使える製品を購入するよう啓発する。
- b すぐに不要になるものをもらわないよう啓発する。
- c 過剰包装の自粛を啓発する。
- d 買い物際にはマイバックを持参するよう啓発する。
- e ばら売りや詰め替え用品を選ぶよう啓発する。

(ウ) ごみのリユースの促進

- a 「もったいない」意識の向上を図り、リユースの促進に努める。
- b ものをできる限り長く、大切に使うよう働きかける。
- c 家具等の再生利用の促進を図る。
- d 中心市街地拠点施設（「アンフォーレ」）の「リユース本コーナー」に関する情報提供を行い、利用促進を図る。
- e 公民館等の除籍本配布イベントに関する情報提供を行い、利用促進を図る。

イ リサイクルの推進

(ア) プラスチック再商品化（プラスチック資源一括回収）事業の導入

- a 令和6年1月よりプラスチック一括回収を実施する。

(イ) 民間事業者との連携

- a 民間事業者と協力し、本市で収集したペットボトルを再びペットボトルに再利用する「ボトル to ボトルリサイクル事業」を継続的に実施する。
- b 民間事業者と協力し、宅配便を使ったパソコンや小型家電の回収を継続的に実施する。
- c 小売店等と協力し、民間事業者の店舗でのペットボトル等の回収を継続的に実施する。

(ウ) 資源収集拠点・利用施設の効率的運用

- a 資源回収施策について、官民相互に連携した市民へのPR等に努める。
- b 新たなリサイクルステーションの設置を検討する。
- c 新聞や雑誌等は、ごみステーションでの回収とともに、集団資源回収、リサイクルステーション民間古紙リサイクルステーション等の利用を促進する。

- d 民間古紙リサイクルステーション等の実態調査を継続的に実施し、民間古紙リサイクルステーション等の実情の把握に努める。

(エ) 集団資源回収の促進

- a 集団資源回収 制度について、官民相互に連携した市民へのPR等に努める。

(2) わかりやすい情報発信と行動する人づくり

ア 市民活動の推進

(ア) ごみ減量を目的とした市民活動の支援

- a 市民・事業者・教育機関等が自主的に取り組むごみ減量行動に対して、ごみ減量推進市民活動支援プログラムを推進する。
- b 地域のリーダー（地域クリーン推進員）を委嘱し、研修や情報交換を通じて、地域住民が主体となったごみ分別と適正排出及び地域環境美化を促す。
- c 標語・ポスター・功労者の表彰事業等を開催する。

(イ) 環境学習の推進

- a 子どものころからごみ減量を習慣づけるため、社会科副読本と啓発ビデオ等により、環境学習を推進する。
- b ごみ処理の現状を学ぶため、清掃施設の見学会「クリーンバス事業」を実施する。

イ ごみ排出ルールの徹底

(ア) 家庭系ごみの分別の徹底

- a ごみカレンダー、ごみと資源の分け方・出し方早わかりブックを全戸配布し、分別排出の徹底を図る。
- b 町内会等でごみの分別説明会等を開催し、間違いやすい分別等の周知に努め、分別の徹底を図る。
- c 転入者に対しては、市民課での手続き時に分別方法等の資料を配布するとともに、住宅の管理者や所有者を通じて分別排出の指導を行うことで意識向上を図る。
- d 外国人に対しては、関係部署と連携して、適正なごみ出し方法の周知や属性調査（国籍・地域、言語等）を引き続き実施する。

(イ) 不法投棄防止対策の推進

- a パトロールの実施や町内会への監視カメラの貸し出し設置等、不法

投棄防止体制の強化を図る。

(ウ) 事業系ごみの適正処理の指導

- a 事業系ごみの分け方・出し方早わかりブックを活用し、ごみの適正処理の理解に努める。
- b 直接搬入時に検査を実施し、分別搬出の指導を行う。
- c 収集運搬業者との連絡会を適宜開催する。
- d 食品リサイクル法に係る食品廃棄物は、たい肥化処理施設等で食品循環資源の再生利用促進を図る。
- e 事業者と市民をつなぐことで食品ロスを削減するマッチングシステムの利用を推進する。

(3) 安全安心かつ安定的な処理の確保

ア 収集運搬体制

(ア) 適正な収集運搬体制の確保

- a 収集運搬委託業者と定期的に、収集運搬許可業者とは必要に応じて連絡会を開催し、適正に業務を行うよう指導し、収集運搬体制の適正化を図る。

(イ) ごみの排出が困難な方への対応

- a ごみ出し支援策を関係部署と調整しながら検討する。

(ウ) 危険ごみへの対策の実施

- a リチウムイオン電池等の分別徹底について、現在実施している「家庭ごみと資源の分け方・出し方早わかりブック」、「ごみの分別早見表ごみだす」及び市のホームページ以外の方法での周知を検討する。

イ 中間処理・最終処分体制

(ア) 中間処理計画

- a 運転委託業者に安全運転に関する指導を行う。
- b 施設の定期的な保守管理を行い、安全性の確保を図る。
- c 各処理施設の整備のあり方を検討する。

(イ) 最終処分

- a 埋立対象物の減量・減容化に努める。

(ウ) 非常時のごみ処理体制の構築

- a B C P (Business Continuity Plan 事業継続計画) の策定を検討する。

## 5 収集運搬計画

### (1) 家庭系ごみ

一般家庭から排出されるごみは、市又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条に規定する基準に適合する委託業者により次の表のとおり収集する。

#### ア 家庭系ごみの収集体制及び収集運搬の量

区分	収集方式	収集回数	収集場所	車両(台)	量(t)
可燃ごみ	委託	1週 2回	ごみステーション(※1)	13	28,953
不燃ごみ	委託	2週 1回	ごみステーション(※1)	13	956
資源ごみ	【4月から12月まで】 プラスチック製容器包装(※2) 【1月から3月まで】 プラスチック資源(※2)	1週 1回	ごみステーション(※1)	3	1,249
	古紙・古着	2週 1回	ごみステーション(※1)	5	1,303
	缶(※3)	2週 1回	ごみステーション(※1)	6	364
	びん(※3※4)	2週 1回	ごみステーション(※1)	6	1,162
粗大ごみ(予約)	直営	1週 2回	各戸	1	102
合計				47	34,089

※1 一部収集品目が異なるごみステーションあり

※2 総合リサイクルステーション「エコらんど」及び篠目リサイクルステーションの回収分を含む。

※3 総合リサイクルステーション「エコらんど」及び中部リサイクルステーションでの回収分を含む。

※4 破碎困難ごみ・危険ごみの収集量を含む。

(ア) 安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（昭和47年条例第12号）第9条の2に規定する「一般廃棄物処理計画で定める場所」は、ごみステーションとする。

(イ) 委託は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）の目的に沿って、アンジョウユ

ニティ株式会社、三協商事株式会社及び東邦清掃株式会社の3社に委託する。ただし、古紙・古着収集は、収集実績があり適正な収集が可能な事業者へ委託する。

イ 収集日及び時間

ごみカレンダー記載日の午前8時からおおむね午後4時までに収集する。

ウ 住民への周知

(ア) ごみは、当日の午前8時までにごみステーションに出すことを周知徹底する。

(イ) ごみステーションの管理は、地域クリーン推進員を始めとした地域住民が主体となり地域の協議の下、地域で行う。

(ウ) 適正なごみの排出が行われるよう地域クリーン推進員研修会や住民説明会を実施し、ごみの出し方や分別方法等を周知する。

(エ) スプレー缶等は、中身を使い切った上で、危険ごみのカゴに出すことを周知徹底する。

(オ) 在宅医療廃棄物のうち、針等鋭利なものや感染の危険のあるものは、在宅医療をしている者が病院等の医療機関に処理を依頼する。針の付いていないカテーテル、ストーマ袋、吸引チューブ等感染の危険がないものは分別してごみステーションに出すなど適正な方法で排出するよう周知する。

(カ) ごみステーションの適正管理の手法や戸別収集など収集方法について事例を調査する。

エ リサイクルステーション等回収量（古紙業者ステーション収集量を除く）

施設の名称	ごみの区分	量 (t)
総合リサイクルステーション「エコらんど」及びリサイクルステーション	古紙 (※1)	3, 126
	古着	380
	ペットボトル (※2)	432
	乾電池・蛍光管 (※3)	66
	廃食用油 (※4)	2
総合リサイクルステーション「エコらんど」	小型家電 (※5)	28
	プラスチック製衣装ケース	18
	硬質プラスチック製品 (※6)	7

	羽毛布団	1
	合計	4, 0 6 0

- ※1 総合リサイクルステーション「エコらんど」で回収する事業系古紙を含む。
- ※2 幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校、町内会、協力店舗等の回収分を含む。
- ※3 幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校、公民館等市有施設、町内会等の回収分を含む。
- ※4 総合リサイクルステーション「エコらんど」及び中部リサイクルステーションにて回収
- ※5 リサイクルステーションで回収している小型電子機器にパソコンを加えたものを高品位家電製品として回収。その他の家電製品は低品位電化製品として回収  
 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）の認定事業者による宅配便を利用した回収分を含む。

## (2) 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、次のとおり処理するものとする。

- ア 事業者が自ら処理する。
- イ 事業者が分別区分に従い、自ら処理施設に搬入する。再生資源化可能な古紙類は、総合リサイクルステーション「エコらんど」又は古紙再生処理業者に搬入し、再資源化を図る。
- ウ 市長の許可を得た一般廃棄物収集運搬業者が収集し、処理施設に搬入する。

許可業者数 収集運搬業 4 3 社（令和4年12月末日現在）

なお、一般廃棄物の排出量及び既存の一般廃棄物収集運搬業者の収集運搬能力を勘案し、将来的に適正かつ安定した一般廃棄物の処理を継続的に実施していくため、原則として一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行わないものとするが、社会情勢を考慮し、過去に収集運搬許可を取得した実績のある市内業者に限り、新規許可の申請を受け付ける。

エ 市域外における事業系一般廃棄物の資源化の概要

処理施設	区 分		搬入量 (t/年)
民間処理業者（岐阜県関市）	食品残さ	飼料化	120
民間処理業者（碧南市）	食品残さ	飼料化	40
民間処理業者（大府市）	食品残さ	バイオガス 化	390
民間処理業者（刈谷市）	食品残さ	堆肥化	80

6 中間処理計画

(1) 中間処理施設の処理量

施設の名称	ごみの区分	量 (t)
安城市環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）	可燃ごみ（※1）	49,187
安城市リサイクルプラザ	不燃ごみ	978
	粗大ごみ	2,457
選別施設	缶	364
	びん（※2）	1,164
(有)安城プラスチックリサイクルセンター等	【4月から12月まで】 プラスチック製容器包装 【1月から3月まで】 プラスチック資源	1,274
安城市資源化センター	ペットボトル	432
安城市せん定枝リサイクルプラント	せん定枝	2,432
合計		58,288

※1 可燃ごみには、中間処理施設からの残さを含む。

※2 破碎困難ごみ・危険ごみを含む。

(2) 中間処理施設の概要と処理量等の計画

ア 可燃物の処理

施設の名称	安城市環境クリーンセンター ゴミ焼却施設
所在地	安城市根崎町長配71番地
処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）
処理能力	120 t / 24時間 × 2基
処理量（搬入量）	可燃ゴミ 49,187 t
排出量	焼却灰等 6,419 t
排出物等の処分先及び方法	
<p>(1) 焼却灰 2,337 t を再資源化処理</p> <p>(2) 焼却灰のうち 400 t を民間処分場にて埋立処分、残りを（公財）愛知臨海環境整備センター最終処分場で埋立処分</p> <p>(3) 発生蒸気を利用し、発電を行い、場内利用後の余剰電力を売却、隣接するマーメイドパレスへの熱源として蒸気を供給、場内に持ち込まれた紙資源は、再生処理業者に売却</p>	

イ 不燃物及び粗大ごみの処理

施設の名称	安城市リサイクルプラザ
所在地	安城市赤松町乙菊18番地
処理方式	低速式破砕機及び高速せん断型破砕機 びん・缶分別処理
処理能力	5時間当たり 破砕 43 t、びん類選別 9 t、缶類選別 6 t
処理量（搬入量）	4,964 t 不燃ゴミ・粗大ゴミ 3,435 t びん 1,164 t、缶 365 t
排出量	可燃残さ（※1） 2,044 t、不燃残さ（※2） 702 t、資源（※3） 2,258 t
排出物の処分先と方法	
<p>(1) 鉄、アルミ、スチール缶及びアルミ缶は、分別後に資源再生業者に売却</p> <p>(2) 可燃残さは、安城市環境クリーンセンターで焼却処理</p>	

- (3) 不燃残さは、安城市榎前町一般廃棄物最終処分場で埋立処分
- (4) 破碎が困難なごみは、分別後に資源再生業者に売却
- (5) 粗大ごみは、可燃物と不燃物に分け、可燃物は(2)と同様に処理し、不燃物は(3)と同様に処理する。再利用可能品は、市民に販売
- (6) 再使用不可能なびん及び缶は、分別して資源再生業者に売却
- (7) 搬入された小型家電は、分別して再生処理業者に売却

- ※1 破碎処理をした際に発生する可燃ごみ
- ※2 破碎処理をした際に発生する不燃ごみのうち資源を除いたもの
- ※3 スチール成型品（スチール缶・破碎処理後の鉄）、アルミ成型品（アルミ缶・破碎処理後のアルミ）及び小型家電（総合リサイクルステーション「エコらんど」を除くリサイクルステーションで回収した小型電子機器（※4）を含む。）、硬質プラスチック製品及び破碎しない金属、各色びん
- ※4 小型電子機器とは、リサイクルステーションで回収した次の品目をいう。  
携帯電話、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、電子手帳、電子辞書、ICレコーダー、携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、携帯映像プレーヤー及び電卓

ウ ペットボトルの処理

施設の名称	安城市資源化センター
所在地	安城市堀内町西新田2番地
処理方式	選別・圧縮・梱包処理
処理能力	ペットボトル減容 2 t / 5時間
処理量（搬入量）	ペットボトル 432 t
排出量	資源 425 t
排出物の処分方法	再生処理業者へ売却 (ペットボトルの規格外品は、安城市環境クリーンセンターで焼却処理) (ペットボトルの処理能力超過分は、減容化せず直接処理業者に売却)

エ せん定枝の処理

施設の名称	安城市せん定枝リサイクルプラント
所在地	安城市赤松町東向111番地2
処理方式	二軸式破砕機及び膨潤処理機
処理能力	4.8 t / 日
搬入量	2,432 t
処理量	1,262 t
排出量（生産量）	たい肥化 959 t、チップ等 16 t
排出物の処分方法	農家及び市民に無料配布し、土壌改良材として利用（処理能力超過分は、安城市環境クリーンセンターで焼却処理）

(3) 民間施設での中間処理等

ア プラスチック製容器包装およびプラスチック資源の処理

施設の名称	(有)安城プラスチックリサイクルセンター
所在地	安城市和泉町家下98番地
処理方式	圧縮梱包処理
処理能力	4.8 t / 5時間
処理量（搬入量）	1,274 t (※)
排出量	資源 1,239 t (※)
排出物の処分方法	再生処理業者に引渡し（規格外品は、安城市環境クリーンセンターで焼却処理）

※他の民間施設との合計量

イ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）により指定されたものは、排出者が製造者等の再商品化等実施義務者に搬入し、又は販売者等に収集を依頼し再商品化等実施義務者に引き渡す。

ウ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）により再資源化が求められたパソコンは、排出者が再商品化事業者に郵送する。一般家庭から排出されるものは、リサイクルプラザ又は総合リサイクルステーション「エコらんど」に直接搬入する。

また、小型家電リサイクル法の認定事業者と連携し、宅配便を利用したパソコンや小型家電の回収を行い、再資源化等の促進を図る。

エ 食品リサイクル法に係る食品廃棄物は、搬入先の市との協議を経て、排出者が市外の堆肥化処理施設等に搬入し、食品循環資源の再利用等を促進する。

オ その他の廃棄物については、必要に応じ他市町村との協議を経て、排出者が市外の処理施設に搬入する。

カ 他市町村からの受入れについては、一般廃棄物処理基本計画及び本実施計画に支障がないことを協議により確認し、市内一般廃棄物処理許可業者にて処理する。

(4) 資源物の回収分別施設の概要と処理量等の計画

施設の名称及び所在地	(1) 総合リサイクルステーション「エコらんど」 赤松町東向111番地1
	(2) 安城北部リサイクルステーション 東栄町5丁目7番地12
	(3) 桜井リサイクルステーション 桜井町貝戸尻60番地
	(4) 中部リサイクルステーション 大東町1番
	(5) 篠目リサイクルステーション 篠目町本郷7番地1
処理方式	手作業による分別
処理量(搬入量)	4,057t
排出量	4,057t
排出物の処分方法	(1) 新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、牛乳パック、シュレッダー処理紙(※1)、古着は、再生処理業者に売却 (2) ペットボトル、乾電池、蛍光管は資源化センターにて処理 (3) びん及び缶の不燃物は、リサイクルプラザで処理(※2) (4) 危険ごみ及び破碎困難ごみは、リサイクルプラザで処理(※1) (5) プラスチック製容器包装およびプラスチック資源は、(有)安城プラスチックリサイクルセンター等で処理(※3)

	(6) 家電製品は、再生処理業者に売却 (※1) (7) 衣装ケースは再生処理業者に売却、その他は再生処理業者に処理委託 (※1) (8) 廃食用油は、再生事業者に売却 (※2) (9) 羽毛布団は、再生処理業者に売却 (※1)
--	---

※1 総合リサイクルステーション「エコらんど」のみ

※2 総合リサイクルステーション「エコらんど」及び中部リサイクルステーションのみ

※3 総合リサイクルステーション「エコらんど」及び篠目リサイクルステーションのみ

## 7 最終処分場の概要と埋立量の計画

施設の名称	安城市榎前町一般廃棄物最終処分場
所在地	安城市榎前町宮下地内
埋立面積	23,400 m <sup>2</sup>
埋立容量	80,200 m <sup>3</sup>
残余容量見込	45,778 m <sup>3</sup> (令和5年4月1日現在)
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立量見込	702 t (リサイクルプラザからの不燃残さ)
浸出液処理	流入処理 + 接触ばっ気式生物処理 + 凝集沈殿 + 砂ろ過 + 活性炭吸着 + 消毒処理

## 第2 生活排水処理実施計画

### 1 生活排水処理量の見込み (令和5年度)

区分	処理量 (kL)
し尿	1,353
浄化槽汚泥	28,861
集落排水汚泥	842
合計	31,056

## 2 処理形態別人口の見込み（令和5年度末）

区 分	人口（人）
し尿収集	1, 7 9 2
合併処理浄化槽	2 5, 1 2 8
単独処理浄化槽	1 4, 0 5 8
農業集落排水施設	1, 9 6 8
公共下水道	1 4 8, 4 7 6
合 計	1 9 1, 4 2 2

## 3 生活排水処理促進のための取り組み

### （1）生活排水処理施設の整備促進

#### ア 浄化槽設置整備事業補助金制度の継続及び周知

広報紙や市ウェブサイトへの掲載等により本制度を周知し、合併処理浄化槽への転換を促進する。

#### イ 公共下水道への接続促進

供用開始区域における下水道への接続を啓発・促進する。

### （2）し尿処理施設の維持管理

#### ア 環境クリーンセンターの適切な維持管理

施設の安定稼働を図るため、定期的な保守点検を行う。また、整備計画に基づき、適切な時期に設備の更新を行う。

### （3）水環境の改善に向けた啓発

#### ア 家庭での生活排水対策の啓発

単独処理浄化槽及びくみ取り便槽を使用する生活雑排水未処理世帯を中心に、家庭でできる生活排水対策の普及に努め、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を促す。

#### イ 浄化槽の適正管理の啓発

維持管理が不十分な浄化槽からは、悪質な排水が公共用水域に放流される恐れがあるため、定期的な保守点検・清掃及び検査の重要性を広報紙等を通じて周知する。

また、関係機関と協力し、適切な維持管理を啓発する。

#### 4 し尿・汚泥の処理計画

##### (1) 収集運搬

###### ア し尿収集運搬

許可業者（アンジョウユニティ株式会社、三協商事株式会社及び東邦清掃株式会社）が実施する。

###### イ し尿の収集回数

定額制は1か月又は2か月に1回実施し、従量制は随時実施する。

###### ウ し尿収集の日程

1か月単位で、地域別に日程を定めて実施する。

###### エ 浄化槽汚泥の収集運搬

許可業者（アンジョウユニティ株式会社、三協商事株式会社及び東邦清掃株式会社）が、1年に1回以上実施する。

#### 5 し尿及び浄化槽汚泥の処理施設の概要

施設の名称	安城市環境クリーンセンター し尿処理施設
所在地	安城市和泉町大下38番地
処理方式	前処理・前脱水方式＋生物酸化処理方式（下水道放流方式）
処理能力	102kL/日 （し尿：7kL/日、浄化槽汚泥95kL/日）
排出物（汚泥・脱水分離液）の処分方法	汚泥は脱水処理後、安城市環境クリーンセンター内のごみ焼却施設にて助燃剤として焼却処理（再生利用）する。脱水分離液は希釈後、下水道放流する。